

○国土交通省告示第千四十三号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条及び第三百三十八条第一項の規定により準用される第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項及び第三百三十八条第一項の規定により準用される第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されるので、法第三十三条の規定に基づきその旨をあわせて告示する。

令和二年九月三十日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一般国道3号改築工事（南九州西回り自動車道「芦北出水道路」・熊本県水俣市ひばりヶ丘地内から鹿児島県出水市明神町地内まで）並びにこれに伴う附帯工事並びに一般国道、市道、二級河川、農業用道路及び農業用水路付替工事

第3 起業地

1 土地

(1) 収用の部分 熊本県水俣市ひばりヶ丘、古城三丁目、陳内字北園及び字荒田、長野町、長野字長野山、字龍平及び字松尾平、長崎字河端及び字御手洗水谷、南福寺字南平、江添字笹原、月浦字中茂及び字横谷並びに袋字葛原、字清水、字豊年、字小松尾、字平、字北志水、字山神迫、字南志水、字時堂、字橘、字永尾、字岡山、字花立及び字川端地内

熊本県水俣市南志水地先国有林敷地

鹿児島県出水市境町、下鯖町、美原町、六月田町、下知識町及び明神町地内

(2) 使用の部分 熊本県水俣市ひばりヶ丘、古城三丁目、陳内字荒田、長野町、長野字長野山、字龍平及び字松尾平、長崎字河端及び字御手洗水谷、南福寺字南平、江添字出良迫、字小田代、字南風迫及び字笹原並びに袋字葛原、字北志水、字山神迫、字南志水、字橘、字永尾、字岡山及び字川端地内

熊本県水俣市南志水地先国有林敷地

鹿児島県出水市境町、下鯖町、美原町、六月田町、下知識町及び明神町地内

2 漁業権

(1) 収用の部分

〔二級河川米之津川水系米之津川〕

下流 右岸 鹿児島県出水市六月田町地内

左岸 鹿児島県出水市下知識町地内 から

上流 右岸 鹿児島県出水市六月田町地内

左岸 鹿児島県出水市下知識町地内 まで

(2) 使用の部分

〔二級河川米之津川水系米之津川〕

下流 右岸 鹿児島県出水市六月田町地内

左岸 鹿児島県出水市下知識町地内 から

上流 右岸 鹿児島県出水市六月田町地内

左岸 鹿児島県出水市下知識町地内 まで

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

「一般国道3号改築工事（南九州西回り自動車道「芦北出水道路」）並びにこれに伴う附帯工事並びに一般国道、市道、二級河川、農業用道路及び農業用水路付替工事」（以下「本件事業」という。）は、熊本県水俣市ひばりヶ丘地内の水俣インターチェンジから鹿児島県出水市明神町地内の出水インターチェンジまでの延長16.3kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする一般国道改築工事並びにこれに伴う附帯工事並びに一般国道、市道、二級河川、農業用道路及び農業用水路付替工事である。

本件事業のうち、「一般国道3号改築工事（南九州西回り自動車道「芦北出水道路」）」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。また、本体事業の施行により遮断される一般国道及び市道の従来の機能を維持するための付替工事は、それぞれ道路法第3条第2号に掲げる一般国道及び同条第4号に掲げる市町村道に関する事業であり、いずれも法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当し、本体事業の施行により遮断される二級河川の従来の機能を維持するための付替工事は、河川法（昭和39年法律第167号）第3条第1項に規定する河川のうち、二級河川に関する事業であり、法第3条第2号に掲げる河川法が適用される河川に関する事業に該当し、本体事業の施行により遮断される農業用道路及び農業用水路の従来の機能を維持するための付替工事は、法第3条第5号に掲げる地方公共団体が設置する農業用道路及び用水路に関する事業に該当する（以下これらを「関連事業」という。）。さらに、本体事業の施行に伴う附帯工事として行う作業ヤード、工事用道路及び汚濁防止フェンスの設置工事は、法第3条第35号に掲げる事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

本件事業は、道路法第12条の規定に基づき国土交通大臣が行うものであり、起業者である国土交通大臣は、既に本件事業を開始していることなどの理由から、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

一般国道3号南九州西回り自動車道（以下「本路線」という。）は、熊本県八代市を起点とし、鹿児島県鹿児島市に至る延長約140kmの自動車専用道路である。

本路線が通過する熊本県水俣市及び鹿児島県出水市は、農畜産業が盛んな地域であり、主に、農産物としてはなつみかん、畜産物としては鶏卵が生産されている。これらの農畜産物は、本件区間に対応する主要幹線道路である一般国道3号の一般道路部分（以下「現道」という。）や本路線の供用済み区間等を利用して、主に関東方面や関西方面へ出荷されている。

しかしながら、現道は、物流等に広く利用されるとともに、周辺に店舗、公共施設、住居等が存していることなどから、物流等による通過交通と地域住民による地域内交通とがふくそうし、交通混雑が発生するなど、主要幹線道路としての機能を十分に発揮できていない状況にある。

平成27年度全国道路・街路交通情勢調査によると、現道の自動車交通量は、熊本県水俣市わらび野地内で19,230台/日であり、混雑度は1.65となっている。

本件事業の完成により、既に供用済み又は供用予定である本路線の他の区間と接続し、九州縦貫自動車道と連絡することで、熊本県及び鹿児島県内外の各都市を結ぶ広域的な高速交通ネットワークが形成され、自動車交通の高速化及び定時性の確保による広域的な利便性が向上し、物流の効率化等に寄与するとともに、本件区間が現道の通過交通等を分担することから、現道における交通混雑の緩和が図られるなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

本件事業が生活環境に与える影響については、都市計画手続において、都市計画決定権者である熊本県知事及び鹿児島県知事が、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づき、それぞれ平成19年2月及び平成17年12月に、大気質、騒音等について環境影響評価を実施しており、それらの結果によると、大気質等については環境基準等を満足すると評価されており、騒音については環境基準等を超える値が見られるものの、遮音壁の設置等により環境基準等を満足すると評価されている。また、計画交通量の見直し及び上記の評価以降に新たに得られた知見を踏まえ、起

業者が令和2年4月に、同法等に準じて、任意で上記の評価の照査を実施したところ、大気質等については環境基準等を満足するとされており、騒音については環境基準等を超える値が見られるものの、遮音壁の設置等により環境基準等を満足するとされていることから、起業者は本件事業の施行にあたり、当該措置を講ずることとしている。

また、上記の評価等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、文化財保護法（昭和25年法律第214号）における特別天然記念物であるマナヅル及びナベヅル、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるクマタカ及びハヤブサ、環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠA類として掲載されているカワコザラガイ、絶滅危惧ⅠB類として掲載されているニホンウナギ等、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているコガタノゲンゴロウ等、準絶滅危惧として掲載されているアカハライモリ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種が、植物については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律における国内希少野生動植物種であるサツマアオイ、環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠB類として掲載されているアオカズラ等、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているウンゼンカンアオイ等、準絶滅危惧として掲載されているミゾコウジュ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種がそれぞれ確認されている。本件事業がこれらの動植物に及ぼす影響の程度は、周辺に同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響がない若しくは極めて小さい、又は保全措置の実施により影響が回避若しくは低減されると予測されている。主な保全措置として、アカハライモリについては、工事の実施により生息環境が改変されることから、移設を実施することとしている。ウンゼンカンアオイについては、生育環境が改変されることから、移植を実施することとしている。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地でこれらの種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

また、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が12か所存在するが、このうち8か所については既に発掘調査が完了しており、記録保存を含む適切な措置が講じられている。起業者は、今後、残る4か所についても鹿児島県教育委員会と協議の上、必要に応じて発掘調査等を行い、記録保存を含む適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本体事業は、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第1種第3級の規格に基づく4車線の自動車専用道路を建設する事業であり、その事業計画は同令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本体事業の事業計画は、熊本県内については平成19年3月5日に都市計画決定された都市計画と、鹿児島県内については平成17年12月9日に都市計画決定さ

れた都市計画と、それぞれのり面等を除き基本的内容について整合しているものである。

さらに、本体事業の施行に伴う附帯工事及び関連事業の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の事業計画に基づき施行することにより得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、熊本県及び鹿児島県内外の各都市を結ぶ広域的な高速交通ネットワークの形成により物流の効率化等を図るとともに、現道は交通混雑が発生しており、その緩和を図る必要があることなどから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、出水市長を会長、水俣市長を副会長とする南九州西回り自動車道建設促進期成会等より、高速交通ネットワークの形成による地域間の連携確保の観点などから、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する公益上の必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地及び漁業権を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項及び第138条第1項の規定により準用される第26条の2第2項

の規定による図面の縦覧場所 熊本県水俣市役所及び鹿児島県出水市役所

第6 収用又は使用の手続が保留される起業地

熊本県水俣市江添字小田代及び字笹原、月浦字中茂及び字横谷、袋字葛原、字清水、字豊年、字小松尾、字平、字北志水、字山神迫、字南志水、字時堂、字橘、字永尾、字岡山、字花立及び字川端地内

熊本県水俣市南志水地先国有林敷地

鹿児島県出水市境町、下鯖町、美原町及び六月田町地内